

經濟産業省

平成 21 年度サービス産業生産性向上支援調査事業
(事業所内保育施設等実態調査事業)

報告書

平成 22 年 2 月

株式会社 第一生命経済研究所

目次

【調査結果の概要】	1
I. 調査概要	3
1. 調査目的	3
2. 調査項目	3
(1) 事業所内保育施設の現状	
(2) 事業所内保育施設の需要	
(3) 保育サービスの充実・効率化	
3. 調査方法	4
II. 事業所内保育施設の現状	5
1. 施設の規模・質	5
(1) 施設数	
(2) 定員及び利用児童数	
(3) サービス内容	
(4) 利用者の職種	
2. 設置形態	15
3. 運営形態	16
(1) 運営形態	
(2) 外部委託状況	
4. 費用	17
5. 国・自治体の支援策	18
(1) 国の支援策	
(2) 自治体の支援策	
6. 課題	29
III. 事業所内保育施設の需要	33
1. 全体	33
(1) 利用者の評価	
(2) 企業の評価	
(3) 経済団体の評価	
(4) 自治体の評価	
2. 共同設置	39
(1) 企業	

(2) 経済団体	
3. 地域開放	40
4. 地方展開	43
5. 支援策	44
IV. 保育サービスの充実・効率化	45
1. ビジネスとしての展望	45
(1) 事業所内保育施設の需要	
(2) 多様な事業所内保育施設のあり方	
(3) 共同設置型事業所内保育施設について	
(4) 今後の保育ビジネスの課題と展望	
2. 保育サービスの充実・効率化の実態	50
(1) IT利用について	
(2) 給食について	
3. 保育サービスの充実・効率化の課題	52
(1) 保育サービスの効率化について	
(2) 保育士確保のためのコスト効率について	
V. 結論	55
1. 事業所内保育施設の現状	55
2. 事業所内保育施設の需要	56
3. 保育サービスの充実・効率化	59
4. 事業所内保育施設の共同設置の推進	59
付属資料	61
1. 企業ヒアリング	63
2. 事業所内保育施設ヒアリング	71
3. 事業所内保育施設アンケート票	83
4. 事業所内保育施設アンケート（結果）	87
5. 自治体ヒアリング	105
6. 自治体アンケート票	115
7. 自治体アンケート（結果）	119

【調査結果の概要】

1. 事業所内保育施設の現状

- ① 事業所内保育施設は、全国に 3,766 施設(平成 20 年現在)存在する。このうち民間企業が設置主体である施設が約 3 分の 1 を占める。また、規模の大きい企業の方が、事業所内保育施設の設置率が高い。さらに、設置形態に注目すると、事業所内保育施設には、「単独設置・単独利用型」「単独設置・共同利用型」「共同設置型(共同設置・共同利用)」の 3 パターンがある。現状では単独設置・単独利用型が大半である。
- ② 従業員数 300 人以下の企業の施設の約 97%は直営(すべて自社運営)である。また、従業員 301 人以上の企業の施設の約半数は、保育事業者の一部または全ての運営を委託している。今回ヒアリングした 4 施設の場合、定員 20 人前後で、年間委託料は 2 千万円程度である。
- ③ 施設は従業員の就業時間に合わせて運営されており、平均すると開所時間が 8 時、閉所時間が 18 時半である。また、定員は平均すると約 24 人、利用児童数は平均すると約 13 人で、多くの施設において定員に余裕がある。利用児童を年齢別にみると、0~2 歳の低年齢児が約 60%を占め、低年齢児の受け皿となっている。さらに、利用対象者は約 50%の施設が直接雇用者のみを対象にしている。
- ④ 施設設置の助成金は、約 44%の施設が利用しており、近年設置された施設ほど利用率が高い。施設運営の助成金は、約 61%の施設が利用している。昨年度までは財団法人 21 世紀職業財団、今年度からは厚生労働省から最も助成されている。

2. 事業所内保育施設の需要

- ⑤ 小学生以下の子どもをもつ女性正社員の約 40%が事業所内保育施設の設置を求めており、従業員側のニーズは高い。また、事業所内保育施設の設置意向がある企業も少なくない。実際に、平成 18 年から 19 年にかけて、事業所内保育施設は 146 箇所増加している。
- ⑥ ただし、事業所内保育施設に関心がある企業であっても、主に次の 2 つの理由から、実際に設置に至らない場合もある。第一に、企業にとって施設の設置・運営のための経済的負担が重い。既存の事業所内保育施設のうち約 75%は、「施設運営の費用負担」が課題と考えている。第二に、利用児童数の安定確保が難しい。1 社の女性従業員のみで毎

年定員を埋めることは難しく、既存施設の定員充足率は約 60%である。設置意欲のある企業が、実際に事業所内保育施設を設置するためには、前述の 2 つの課題が解決される必要がある。

- ⑦ 共同設置型(共同設置・共同利用型)の事業所内保育施設は、事業所内保育施設の設置意向のある企業が実際に設置に至らない主な理由である「経済的負担」と「利用児童数の安定」を解決する選択肢の 1 つになる。

3. 保育サービスの充実・効率化

- ⑧ 保育サービス全般の充実・効率化の方法として、保育事業者が実施・検討している主な方法は次の 4 つである。第一に、ITの活用である。経理、利用者データなどの電子化、保育現場の監視のためのウェブカメラの設置を行っている。第二に、食事の調理である。自社で設置した給食センターにおいて調理を行い、それを自社が運営する保育施設に配送することで効率化をはかっている保育事業者もある。第三に、保育時間および保育士の配置の効率化である。開所日・時間ごとの利用児童数に応じて必要な保育士数を配置するなどしている。第四に、保育室の多目的化や近くの公園等の活用により、保育室・園庭の省スペース化を可能にしている。

4. 事業所内保育施設の共同設置の推進

- ⑨ 女性社員の継続就業や新規人材確保のために事業所内保育施設に関心を持つ企業はあるが、現状では施設を設置・運営する経済的負担と利用児童数の安定確保の難しさから、設置に至らない企業は少なくない。これを解決するために、「共同設置型」の事業所内保育施設を推進すべきである。「共同設置型」の事業所内保育施設を推進するために次の 2 点に留意が必要である。第一に、「共同設置型」の事業所内保育施設の設置を希望する企業間の調整を円滑にするため、「事業所内保育施設(共同設置型)の設置・運営ガイドライン(仮称)」の作成が必要である。第二に、企業からは経済的負担の軽減のため、公的助成のさらなる充実を求める声がある。
- ⑩ 民間保育事業者にとって、事業所内保育施設は、独自のサービスや効率的運営等を行う余地が大きい。事業所内保育施設の設置推進及び本調査で提言した共同設置型の事業所内保育施設の推進は、それを受託する保育ビジネスの一層の拡大につながる。

I. 調査概要

1. 調査目的

わが国では少子化の要因のひとつとして、保育所不足等による仕事と子育ての両立の困難さがあげられている。政府においても、平成 14 年度に「待機児童ゼロ作戦」がとりまとめられ、保育所の定員拡大が図られてきたが、いまだ待機児童問題を解消するには至っていない。働きながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するためには、保育の質を担保しつつ、保育サービスの供給量を増加させる必要がある。

こうした中、多様な保育ニーズに応えるため、企業等による事業所内保育施設の設置に期待が寄せられている。事業所内保育施設とは、企業等が従業員の子どもの対象にして事業所内または隣接地に設置する保育施設のことである。現行の保育制度においては、認可外保育施設に該当する。職場の近くに事業所内保育施設を設置することで子どものそばにいる安心感があるとともに、企業の営業日・営業時間に合わせて開所することができる等、事業所内保育施設に特有のメリットがあることも特筆しておきたい。

また、事業所内保育施設は、企業による両立支援策の 1 つとして位置づけられている。政府としても、平成 15 年 7 月に制定された「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年からの 10 年間で重点的に少子化対策が推進されてきた。その一環として、企業にも仕事と子育ての両立が可能となるような雇用環境整備のための取組が求められ、事業所内保育施設はその取組の 1 つとして位置づけられている。政府等では事業所内保育施設に対する公的助成を行い、事業所内保育施設の設置を後押ししている。平成 22 年 1 月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においても、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育施設等の多様な保育サービスの拡大を図ることが明記された。

しかしながら、事業所内保育施設の設置件数は、企業数に比べて伸び悩んでいる。今後、事業所内保育施設の設置を推進していくために、企業等による事業所内保育施設の設置に係る課題や方策を整理することが求められる。

本調査の目的は、事業所内保育施設の現状、需要、保育サービスの充実・効率化の実態を把握し、課題や方策を整理することである。

2. 調査項目

(1) 事業所内保育施設の現状

事業所内保育施設の現状を把握する。その際、①設置主体の業種別、地域別の施設数、

児童数の推移、②設置形態（単独、共同、その他）、③運営形態（直営、委託、その他）、④国・自治体等による支援策や利用実績についても整理する。また、事業所内保育施設のタイプ別に特徴と問題点を整理した上で、普及に向けた課題を整理する。特にこれまで主流である単独設置型のモデルのみならず、共同設置型という新しいモデルの状況も詳細に把握する。広がりつつある保育サービス受託事業の動向も把握する。

(2) 事業所内保育施設の需要

事業所内保育施設設置の需要を把握する。単独設置／共同設置等の形態別に、特徴、需要、課題をまとめる。

(3) 保育サービスの充実・効率化

事業所内保育施設に限定せず、保育サービスの充実、効率化のための課題、それを解決する具体的な方法を把握する。IT の活用の可能性についても調べる。需要調査と合わせて、事業所内保育施設のビジネスとしての実態、展望をまとめる。

3. 調査方法

本調査では、次にあげる調査方法を用いた。

- ・既存資料サーベイ
- ・事業所内保育施設の助成団体及び経済団体ヒアリング
- ・企業及び事業所内保育施設ヒアリング
- ・事業所内保育施設アンケート（調査名「事業所内保育施設についてのアンケート（事業所内保育施設アンケート）」）
- ・自治体ヒアリング
- ・自治体アンケート
- ・保育事業者ヒアリング

これらの調査方法のうち、企業及び事業所内保育施設ヒアリング、事業所内保育施設アンケート、自治体ヒアリング、自治体アンケートの概要は、付属資料に記した。

各調査項目と調査方法の対応は次のとおりである。事業所内保育施設の現状及び事業所内保育施設の需要の調査においては、本編中に直接的に引用していない部分を含み、保育事業者ヒアリング以外の全ての方法を用いている。保育サービスの充実・効率化の調査においては、保育事業者ヒアリングを用いた。

Ⅱ. 事業所内保育施設の現状

1. 施設の規模・質

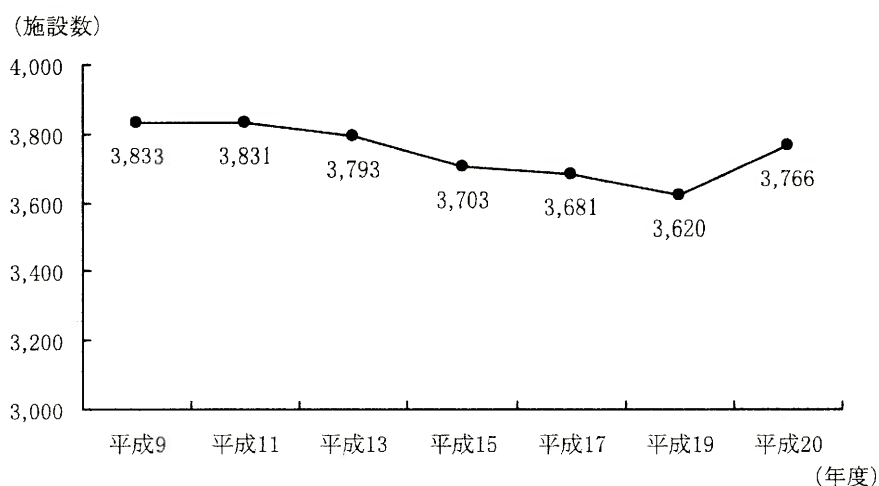
(1) 施設数

1) 全体

財団法人こども未来財団が、各都道府県・指定都市・中核市に対して実施した調査結果をもとに、平成9年度から平成20年度までの12年間について、事業所内保育施設の総施設数の推移を図表Ⅱ-1に示す。

総施設数は3,000台後半で推移している。また、平成9年度から減少傾向であったが、平成19年度から増加に転じ、平成20年度には3,766施設となっている。

図表Ⅱ-1 事業所内保育施設数の推移



資料：財団法人こども未来財団資料より

2) 業種・現員規模別

設置主体の業種別に、施設数の推移を図表Ⅱ-2に示す。

業種別の構成割合の推移をみると、一貫して「医療」が全体の約60%を占めている。また、「縫製」や「サービス」で減少傾向にある一方、「社会福祉」が増加傾向にあることがわかる。この原因として、医療・介護等女性が多く勤務している業種でニーズが高まっていることがわかる。

図表Ⅱ-2 設置主体の業種別事業所内保育施設数の推移

(単位 上段：施設数、下段：%)

	総数	医療	社会 福祉	製造	縫製	食品	販売	サー ビス	その他
平成9年度	3,833 100	2,302 60.1	57 1.5	99 2.6	126 3.3	52 1.4	872 22.7	274 7.1	51 1.3
平成11年度	3,831 100	2,310 60.3	34 0.9	76 2.0	91 2.4	50 1.3	994 25.9	230 6.0	46 1.2
平成13年度	3,793 100	2,269 59.8	33 0.9	67 1.8	66 1.7	53 1.4	1,073 28.3	189 5.0	43 1.1
平成15年度	3,703 100	2,244 60.6	62 1.7	57 1.5	40 1.1	44 1.2	1,077 29.1	125 3.4	54 1.5
平成17年度	3,681 100	2,220 60.3	50 1.4	52 1.4	33 0.9	52 1.4	1,115 30.3	93 2.5	66 1.8
平成19年度	3,620 100	2,250 62.2	82 2.3	51 1.4	16 0.4	68 1.9	959 26.5	107 3.0	87 2.4
平成20年度	3,766 100	2,315 61.5	112 3.0	66 1.8	15 0.4	77 2.0	954 25.3	126 3.3	101 2.7

資料：図表Ⅱ-1に同じ

現員規模別に事業所内保育施設数の推移を図表Ⅱ-3に示す。

平成9年度から平成20年度まで、一貫して、「0～9人」という小規模施設が約40%を占めている。また、「10～19人」が約30%を占めているということも同様である。全体の約70%が20人未満の規模の事業所内保育施設というのが現状である。

図表Ⅱ-3 現員規模別事業所内保育施設数の推移

(単位 上段：施設数、下段：%)

	総数	0～9 人	10～19 人	20～29 人	30～45 人	46～60 人	61人 以上	不明	無回答
平成9年度	3,861 100	1,450 37.6	1,418 36.7	544 14.1	269 7.0	73 1.9	48 1.2	59 1.5	0 0.0
平成11年度	3,831 100	1,434 37.4	1,386 36.2	537 14.0	246 6.4	56 1.5	56 1.5	116 3.0	0 0.0
平成13年度	3,793 100	1,542 40.7	1,271 33.5	516 13.6	228 6.0	69 1.8	38 1.0	129 3.4	0 0.0
平成15年度	3,703 100	1,249 33.7	1,203 32.5	442 11.9	243 6.6	48 1.3	45 1.2	217 5.9	256 6.9
平成17年度	3,681 100	1,337 36.3	1,121 30.5	418 11.4	193 5.2	56 1.5	41 1.1	154 4.2	361 9.8
平成20年度	3,766 100	1,406 37.3	1,076 28.6	445 11.8	231 6.1	69 1.8	38 1.0	122 3.2	379 10.1

注：平成9年の総数3,861施設数には、駅型保育モデル助成事業の助成施設(28施設)が含まれている。

資料：図表Ⅱ-1に同じ

3) 地域別

地域別に事業所内保育施設数の推移を図表Ⅱ-4に示す。

都道府県別にみると、平成9年度から平成20年度までに新たに中核市となった自治体が増えたので単純に比較はできないが、いずれの年度も東京都、茨城県、北海道、大阪府などで比較的多いことがわかる。

図表Ⅱ-4 地域別の事業所内保育施設数の推移

①都道府県

都道府県	平成9年度	平成20年度	(続)都道府県	平成9年度	平成20年度
北海道	175	137	滋賀県	40	55
青森県	26	14	京都府	23	36
岩手県	66	31	大阪府	111	124
宮城県	40	43	兵庫県	87	109
秋田県	15	13	奈良県	39	24
山形県	31	32	和歌山県	16	27
福島県	86	52	鳥取県	32	17
茨城県	163	149	島根県	27	18
栃木県	67	58	岡山県	63	42
群馬県	65	73	広島県	67	64
埼玉県	240	64	山口県	56	56
千葉県	179	88	徳島県	50	37
東京都	306	300	香川県	27	24
神奈川県	79	74	愛媛県	38	25
新潟県	35	34	高知県	38	17
富山県	21	18	福岡県	57	57
石川県	28	18	佐賀県	56	42
福井県	31	22	長崎県	57	28
山梨県	27	27	熊本県	54	33
長野県	71	56	大分県	28	20
岐阜県	51	77	宮崎県	23	21
静岡県	84	71	鹿児島県	86	59
愛知県	112	83	沖縄県	14	34
三重県	49	71	合計	3,136	2,574

②指定都市

指定都市	平成9年度	平成20年度
札幌市	82	52
仙台市	16	23
さいたま市	—	37
千葉市	15	31
横浜市	50	63
川崎市	28	22
新潟市	8	9
静岡市	19	13
浜松市	11	20
名古屋市	63	56
京都市	49	35
大阪市	57	58
堺市	18	20
神戸市	53	54
広島市	29	30
北九州市	12	13
福岡市	16	32
合計	526	568

③中核市

中核市	平成9年度	平成20年度
函館市	—	16
旭川市	—	12
青森市	—	6
盛岡市	—	14
秋田市	3	5
郡山市	26	24
いわき市	—	12
宇都宮市	22	29
川越市	—	13
船橋市	—	18
柏市	—	17
横須賀市	—	19
相模原市	—	18
富山市	6	14
金沢市	18	17
長野市	—	11
岐阜市	12	17
豊橋市	—	15
豊田市	—	19
岡崎市	—	12
高槻市	—	17
東大阪市	—	21
姫路市	13	16
西宮市	—	14
奈良市	—	14
和歌山市	14	23
岡山市	14	24
倉敷市	—	13
福山市	—	22
下関市	—	14
高松市	—	12
松山市	—	7
高知市	—	14
久留米市	—	18
長崎市	16	20
熊本市	24	20
大分市	6	10
宮崎市	—	3
鹿児島市	25	34
合計	199	624

注：平成9年の総数3,861施設数には、駅型保育モデル助成事業の助成施設(28施設)が含まれている。

資料：図表Ⅱ-1に同じ

4) 企業規模別

従業員数が100人以上の企業を対象に、企業規模別の事業所内保育施設の設置率を図表Ⅱ-5に示す。

「1,000人以上企業」の方が、「100～999人企業」よりも設置率が高い。大規模企業の方が事業所内保育施設を設置している割合が高いことがわかる。

図表Ⅱ-5 企業規模別にみた事業所内保育施設の設置率

	企業数	事業所内保育施設		設置率	
			ゴルフ場以外		ゴルフ場以外
100～999人企業	39,612	192	173	0.48%	0.44%
1,000人以上企業	2,937	56	56	1.91%	1.91%
合計	42,549	248	229		

注：企業数は「平成18年事業所・企業統計調査」に基づく数値である。

事業所内保育施設数は、各自治体の資料に基づく数値である。

設置企業およびその従業員数が不詳の場合は、100～999人企業に含めた。

資料：第一生命経済研究所作成

(2) 定員及び利用児童数

1) 全体

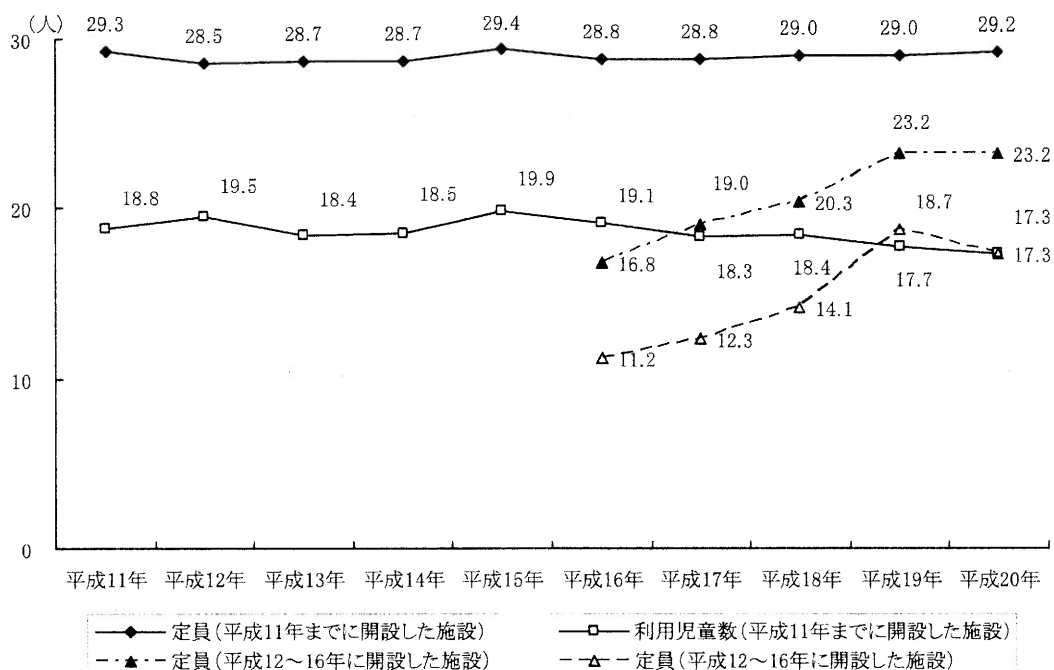
平成11年までに開設した施設と平成12～16年に開設した施設に分けて、それぞれの定員と利用児童数の推移を集計した（図表Ⅱ-6）。

平成11年までに開設した施設をみると、平成11～20年まで定員数は29人前後でほぼ一定であり、増改築等によって定員を増減させた施設が少ないことがわかる。一方、利用児童数は、平成15年をピークに減少し、平成20年時点では17.3人となっている。

平成12～16年に開設した施設をみると、近年ほど定員、利用児童数とも多くなっているが、平成19年から平成20年にかけて利用児童数は減少している。

定員充足率をみると、平成11年までに開設した施設の場合、その後65%前後で推移していたが、徐々に低下して、平成20年は60%を割っている。平成12～16年に開設した施設の場合、定員充足率は平成16年時点では60%台半ばであったが、平成20年時点では74.6%へと高まっている。

図表Ⅱ-6 定員と利用児童数の推移



資料：「事業所内保育施設についてのアンケート（事業所内保育施設アンケート）」（平成 21 年）

2) 年齢別利用児童数

年齢別利用児童数の推移をみると、平成 9 年度から一貫して、「0～2 歳」が約 60% となっている。事業所内保育施設が低年齢児の受け皿となっていることがわかる（図表Ⅱ-7-1）。

3) 地域別利用児童数

地域別に事業所内保育施設の利用児童数の推移を図表Ⅱ-7-2 に示す。
 図表Ⅱ-4 と同様、平成 9 年度から平成 20 年度までに新たに中核市となった自治体が増えたため、単純には都道府県別の比較はできないが、いずれの年度も茨城県、兵庫県、千葉県、北海道などで多い。

図表Ⅱ-7-1 利用児童数の推移

(単位 上段：人、下段：%)

	総数	0~2歳	3歳	4歳以上	無回答
平成9年度	57,514 100	32,924 57.2	12,028 20.9	12,562 21.8	0 0.0
平成11年度	56,019 100	32,218 57.5	10,812 19.3	12,989 23.2	0 0.0
平成13年度	52,568 100	30,789 58.6	9,044 17.2	12,735 24.2	0 0.0
平成15年度	48,577 100	28,722 59.1	9,504 19.6	10,351 21.3	0 0.0
平成17年度	45,726 100	26,364 57.7	8,424 18.4	10,938 23.9	0 0.0
平成20年度	47,324 100	28,145 59.5	7,188 15.2	9,967 21.1	2,024 4.3

注：平成9年の利用児童数総数は、駅型保育モデル助成事業の助成施設(28施設)を含む総数3,861施設の利用児童数の合計である。

資料：図表Ⅱ-1に同じ

図表Ⅱ-7-2 地域別利用児童数の推移

①都道府県

都道府県	平成9年度	平成20年度	(続)都道府県	平成9年度	平成20年度
北海道	3,129	1,778	滋賀県	760	*
青森県	426	115	京都府	417	395
岩手県	1,309	451	大阪府	1,675	1,699
宮城県	535	583	兵庫県	1,675	1,853
秋田県	151	79	奈良県	639	416
山形県	513	405	和歌山県	219	359
福島県	1,482	941	鳥取県	358	200
茨城県	2,181	2,410	島根県	507	207
栃木県	846	555	岡山県	922	504
群馬県	890	803	広島県	913	872
埼玉県	3,296	1,238	山口県	898	774
千葉県	3,119	1,803	徳島県	720	468
東京都	2,901	*	香川県	473	*
神奈川県	1,570	1,531	愛媛県	498	359
新潟県	345	332	高知県	806	191
富山県	216	148	福岡県	907	673
石川県	417	125	佐賀県	961	674
福井県	353	279	長崎県	829	410
山梨県	285	316	熊本県	838	499
長野県	677	734	大分県	415	176
岐阜県	601	799	宮崎県	441	296
静岡県	989	813	鹿児島県	1,172	781
愛知県	1,702	1,104	沖縄県	268	458
三重県	621	878	合計	45,865	30,484

32.2%

66.46%

②指定都市

指定都市	平成9年度	平成20年度
札幌市	1,620	1,122
仙台市	260	444
さいたま市	-	*
千葉市	397	415
横浜市	728	718
川崎市	414	289
新潟市	153	141
静岡市	191	221
浜松市	201	131
名古屋市	814	588
京都市	833	487
大阪市	671	1,134
堺市	488	420
神戸市	725	624
広島市	428	392
北九州市	176	128
福岡市	335	396
合計	8,434	7,650

15%
 65.1%

③中核市

中核市	平成9年度	平成20年度
函館市	-	229
旭川市	-	326
青森市	-	72
盛岡市	-	308
秋田市	58	97
郡山市	578	615
いわき市	-	127
宇都宮市	337	403
川越市	-	315
船橋市	-	221
柏市	-	177
横須賀市	-	308
相模原市	-	363
富山市	119	195
金沢市	190	126
長野市	-	118
岐阜市	159	145
豊橋市	-	259
豊田市	-	352
岡崎市	-	84
高槻市	-	298
東大阪市	-	150
姫路市	260	350
西宮市	-	156
奈良市	-	61
和歌山市	191	242
岡山市	198	362
倉敷市	-	249
福山市	-	309
下関市	-	158
高松市	-	145
松山市	-	123
高知市	-	317
久留米市	-	302
長崎市	249	295
熊本市	360	270
大分市	101	141
宮崎市	-	45
鹿児島市	415	377
合計	3,215	9,190

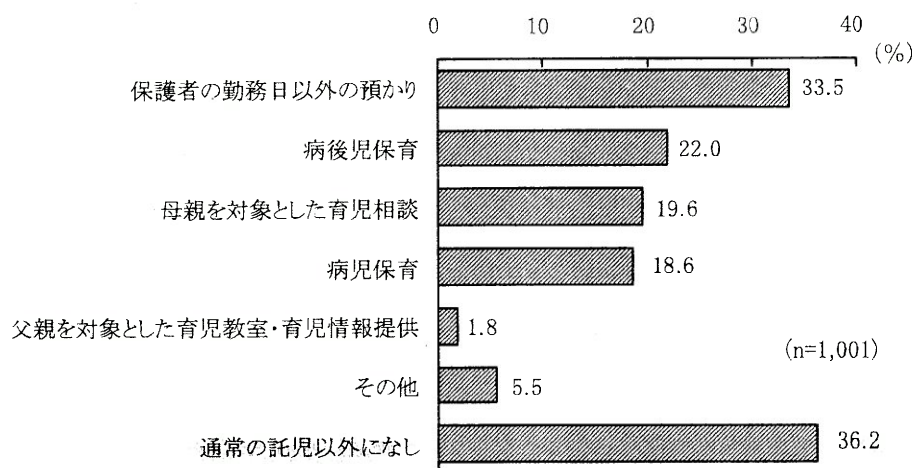
注1：平成9年の利用児童数総数は、駅型保育モデル助成事業の助成施設(28施設)を含む総数3,861施設の利用児童数の合計である。

注2：*印の自治体(東京都、滋賀県、香川県、さいたま市)は、利用児童数のデータがない。
資料：図表Ⅱ-1に同じ

(3) サービス内容

事業所の従業員を対象とした保育事業の実施状況は、「通常の託児以外になし」とする事業所内保育施設が36.2%である(図表Ⅱ-8)。実施している施設では、「保護者の勤務日以外の預かり」が33.5%である。また、病気の回復期にある子どもを受け入れる「病後児保育」が22.0%、病気の子どもを受け入れる「病児保育」が18.6%となっている。さらに、「母親を対象とした育児相談」や「父親を対象とした育児教室・育児情報提供」といった親を対象とした相談サービス等の提供が、それぞれ19.6%、1.8%となっている。

図表Ⅱ-8 事業所の従業員を対象とした保育事業(複数回答)



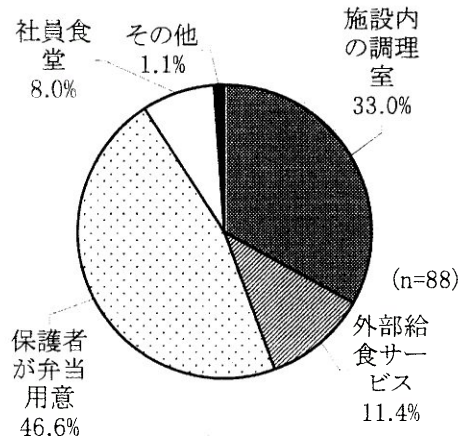
注：財団法人こども未来財団が平成18年12月、全国の事業所内保育施設3,489施設を対象に調査を実施した。有効回収は1,036施設であり、有効回収率は29.7%であった。なお、分析対象は、回答施設のうち、現在「運営中」の1,001施設とする。回答施設を業種別にみると、「医療」が69.6%、「販売」が12.0%、「食品」が5.0%、「社会福祉」が2.8%、「サービス」が2.6%、「製造」が2.3%などとなっている。

資料：財団法人こども未来財団「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査報告書(概要版)」平成19年3月

また、子どもの食事については、「保護者が弁当用意」が46.6%であり、約半数の施設が食事を提供していない(図表Ⅱ-9)。施設が食事を提供するパターンについてみると、「施設内の調理室で調理する」が33.0%、「外部の給食サービスを利用している」が11.4%、「従業員用の社員食堂を利用する」が8.0%となっている。

その他のサービスとしては、「学習プログラムを導入」している施設が全体の3.4%である(図表付4-20)。この他、「洗濯サービス、おむつ配送サービス」をおこなっている施設もある(自由記述より)。

図表Ⅱ-9 子どもの食事



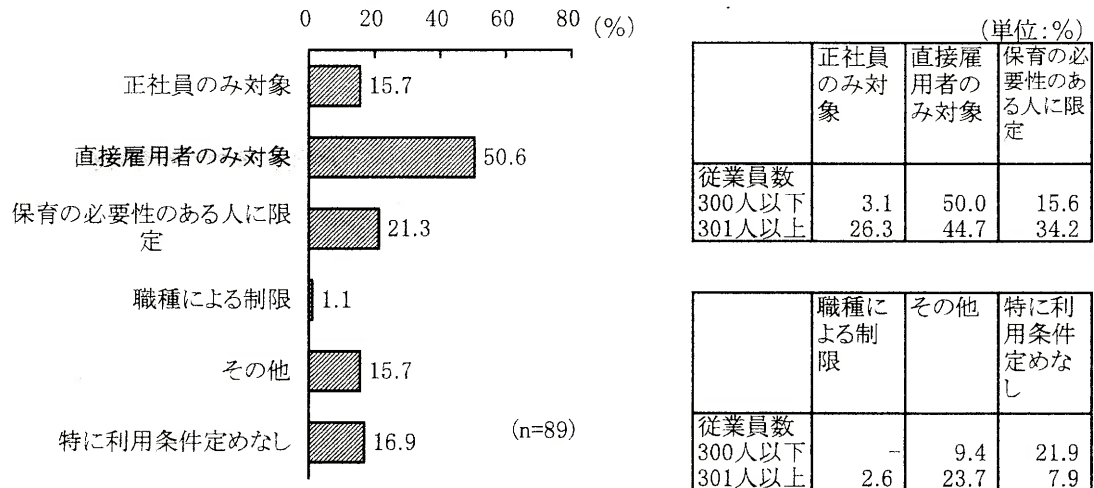
資料：図表Ⅱ-6に同じ

(4) 利用者の職種

事業所内保育施設の利用者は、「直接雇用者のみ対象」に限定する企業が50.6%で最も多い。以下、「保育の必要性のある人に限定」(21.3%)、「正社員のみ対象」(15.7%)などが続く。

従業員数別に施設利用の条件は大きく異なる。301人以上企業の場合は、「正社員のみ対象」「保育の必要性のある人に限定」が多い。

図表Ⅱ-10 施設利用の条件



資料：図表Ⅱ-6に同じ

2. 設置形態

設置形態は、大きく分けて次の5つの形態がある。

<1>1社単独で設置・運営。

<2>1社が単独で設置し、運営しているものを他社や地域に開放。

<3>グループ会社による共同設置・運営。

<4>労働組合と会社との共同経営。

<5>複数企業が共同出資して保育施設管理会社を設立し、設置・運営。

以下に、具体的な事例を示す。

まず、<1>「1社単独設置・運営」のケースについては、他社の従業員の子どもを預かることに対する責任の重さを痛感していること、また、そもそも定員が自社の利用者でいっぱいであることなどから、単独設置・運営をしている。

<2>「1社単独設置・運営の施設を他社や地域に開放」のケースには、「他社」をグループ会社に限定している場合と、限定しないで近隣の他社に開放している場合がある。グループ会社に限定しているケースでは、事業所内保育施設の設置者である本社の近くにグループ会社が集積している場合が多い。他方、近隣の他社に開放しているケースでは、自社のみでは、利用者が少ないため、余裕のある定員枠を他社に活用してもらうという狙いがある。定員のうち、ある一定枠を自社が確保しておいて、残りの人数枠を他社に開放している。運営に関わる費用として、他社から契約料を徴収している。また、地域に開放している場合は、企業の社会貢献として行っている。

<3>「グループ会社による共同設置・運営」のケースについては、利用者数の確保および費用負担の分散がねらいである。別企業との共同よりも、利害関係の調整がしやすいという利点もある。

<4>「労働組合と会社との共同経営」のケースについては、女性の継続就業を支えるために事業所内保育施設が有効であるとして、労働組合とともに設置されたものである。

<5>「複数企業が共同出資して保育施設管理会社を設立し、設置・運営」のケースについては、特徴として「保育施設管理会社」を共同出資により設立したことがあげられる。企業によって、利用者数が異なる場合が多く、人件費や賃料などの運営費負担のバランス調整が重要である。その調整機関が「保育施設管理会社」である。

ただし、現状において、こうした管理会社は助成対象とされていないため、設置・運営のための補助金を受けることができない。

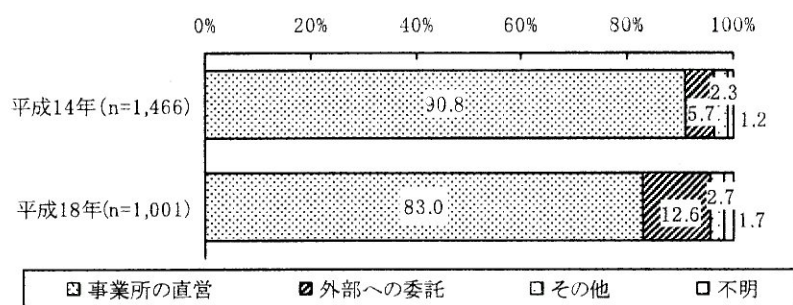
3. 運営形態

(1) 運営形態

財団法人子ども未来財団の「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査」（平成14年及び平成18年）によれば、事業所内保育施設の運営形態は、平成18年では、「事業所の直営」が83.0%、「外部への委託」が12.6%であり、「直営」が多い（図表Ⅱ-11）。ただし、平成14年と比較すると、「外部への委託」の割合が伸びている。

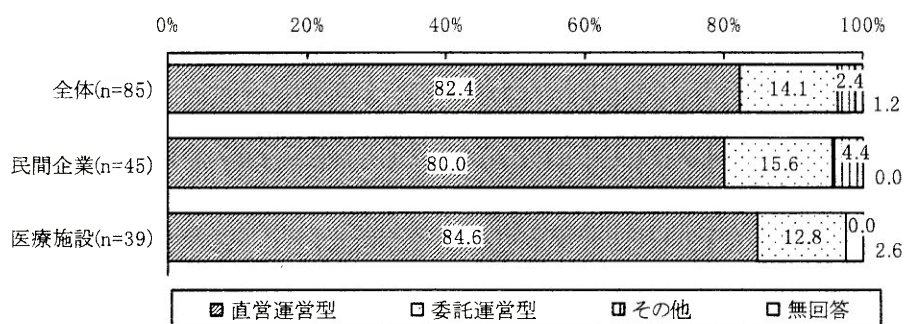
また、第一生命経済研究所が実施した「事業所内保育施設に関するアンケート調査」（平成16年）により、設置主体別に運営形態をみると、民間企業の方が、「委託運営型」が多い傾向があることがうかがえる（図表Ⅱ-12）。

図表Ⅱ-11 運営形態



資料：財団法人子ども未来財団「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査結果概要」平成15年3月及び平成19年3月

図表Ⅱ-12 設置主体別運営形態



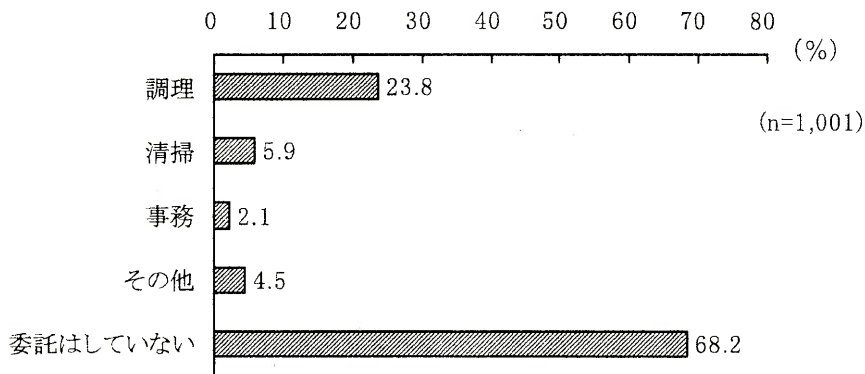
注：第一生命経済研究所が平成16年9～10月、全国の事業所内保育施設379施設（民間企業238施設、医療施設141施設）を対象に調査を実施した。有効回収数は85施設（有効回収率22.4%）であった。

資料：第一生命経済研究所「事業所内保育施設に関するアンケート調査」平成16年

(2) 外部委託状況

保育施設内の業務について、外部委託状況をみると、「委託はしていない」の回答が68.2%であった（図表Ⅱ-13）。委託している施設の委託業務は「調理」が23.8%で最も多く、次に「清掃」が5.9%となっている。

図表Ⅱ-13 保育施設内業務の外部委託状況（複数回答）



資料：財団法人こども未来財団「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査報告書（概要版）」平成19年3月

4. 費用

財団法人こども未来財団「事業所内保育施設における保育施設及び保育活動の現況調査結果概要」（平成19年3月）によれば、設立費用は、設立状況によって大きな差がある。「事業所所有の建物の一室を改装」する場合は、最も設立費用が少ない（図表Ⅱ-14）。

また、年間運営経費の平均は、約1,900万円となっている（図表Ⅱ-15）。

図表Ⅱ-14 保育施設の設立状況ごとの平均費用

設立状況	回答施設数	平均費用(円)
新たに土地を購入し施設を建設	22	40,423,736
事業所所有の土地に建物を建設	138	39,155,003
事業所所有の建物を改築	35	18,100,926
事業所所有の建物の一室を改装	57	7,121,642
その他	83	48,786,525

資料：図表Ⅱ-13に同じ

図表Ⅱ-15 保育施設の平均年間運営費用

内容	回答施設数	平均費用(円)
人件費	577	15,268,230
事務費、事業費、その他費用	569	3,570,323
合計	570	18,785,330

資料：図表Ⅱ-13に同じ

事業所内保育施設ヒアリングの結果からは、次の3点が指摘できる。

第一は、土地取得から建物を建築する場合と、建物の一部を改装する場合とでは、当然ながら設備費用が大きく異なることである。例えば、土地取得から建物を建設する場合、1施設あたり、およそ1億3,000万円であるのに対して、建物の一部を改装する場合は、1施設あたり、およそ5,000~6,000万円である。

第二は、運営費用についてみると、定員数が少ない施設（小規模施設）の方が、支出額が少ない傾向がある。ただし、定員一人当たりの運営費用でみると、定員数が少ない方が、年間支出にしても、事業主負担にしても、金額が大きい。例えば、約15人定員の施設の年間支出額は約3,000万円（定員一人当たり年間支出額約200万円、事業主負担約170万円）であるが、約30人定員では約4,000万円（定員一人当たり年間支出額約130万円、事業主負担約100万円）である。定員が多い施設（大規模施設）の方が、効率的な運営ができるようだ。保育事業者への委託費をみると、今回ヒアリングした4施設についてみると、定員20人前後で年間委託料は2千万円程度である。

第三は、利用者一人当たりの事業主負担（運営費用）については、補助金の有無及び金額、保育事業者に支出する委託料、土地・建物の賃料の有無及び金額、収入全体に占める保育利用料の割合等の収支バランス、及び利用率（定員に占める利用者数の割合）等、様々な要因によって異なる。

5. 国・自治体の支援策

(1) 国の支援策

国の支援策としては、「事業所内保育施設設置・運営等助成金」と「事業所内保育施設に係る法人税の優遇措置（割増償却）」がある。

1) 事業所内保育施設設置・運営等助成金

事業所内保育施設設置・運営等助成金は、労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路またはその近接地域を含む）に設置、運営及び増築を行う事業主（共同して事業所内保育施設の設置等を行う複数の事業主を含む）・事業主団体が、一定の要件を満たすことにより、その費用の一部の助成が受けられる制度である。また、保育遊具

等購入費用の一部についての助成もある。

共同設置の場合には、原則、設置を行う複数の事業主に対し、出資比率等に合わせた助成金が支給される。

支給機関は、各都道府県労働局である。

図表Ⅱ-16 事業所内保育施設設置・運営等助成金

	助成率等	助成限度額	
設置費	中小企業 3分の2* ¹ 大企業 2分の1	2,300万円	
運営費* ²	中小企業 1～5年目まで3分の2 6～10年目まで3分の1 大企業 1～5年目まで2分の1 6～10年目まで3分の1	通常型	施設の現員に応じ、 1～5年目まで最高699万6千円 6～10年目まで最高466万4千円
		時間延長型	施設の現員に応じ、 1～5年目まで最高951万6千円 6～10年目まで最高634万4千円
		深夜延長型	施設の現員に応じ、 1～5年目まで最高1,014万6千円 6～10年目まで最高676万4千円
		体調不調児 対応型	上記それぞれの型の運営にかかる額＋ 1～5年目まで165万円又は 6～10年目まで110万円
増築費	2分の1	増築	1,150万円(5人以上の定員増を伴う増築 体調不良児のための安静室等の整備)
		建替え	2,300万円(5人以上の定員増を伴う建替え)
保育遊具 等購入費	自己負担10万円を 控除した額	40万円	

*1：平成19年4月1日から平成22年3月31日までの措置である。

*2：運営費については、1年間の支給限度額である。

資料：21世紀職業財団のホームページ (http://www.jiwe.or.jp/ryoritsu/01_assist9.html)

2) 事業所内保育施設に係る法人税の優遇措置(割増償却)

一定の要件を満たす場合は、建物及びその附属設備(新設及び既存施設の改修を含む)や、遊戯具や防犯用の器具及び備品について、5年間20%(中小企業にあつては30%)の割増償却が受けられる。

なお、同措置は平成19年4月1日から平成23年3月31日までの期間限定である。

(2) 自治体の支援策

1) 自治体ヒアリングから

事業所内保育施設の共同設置についても独自で助成事業を行っている自治体に対し、その支援の実態を調査した。

a) 独自で助成事業をしている理由

独自で助成事業をしている理由としてあげられた回答として最も多かったのは、ワーク・ライフ・バランスの支援のためであった。次いで、国の助成の条件に合致しない保育所を支援するため、待機児童対策のためとなった。埼玉県と神奈川県では、待機児童対策を回答にあげている。単独での設置が難しいため（滋賀県）という回答もあった。

全体としてみると、ワーク・ライフ・バランスの支援と企業による単独での設置を支援することを目的として独自の助成事業が行われている。

図表Ⅱ-17 独自で助成事業をしている理由<自治体ヒアリング>

回答の分類	個別の回答
ワーク・ライフ・バランスの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心して子育てのできる職場づくりの一環として、企業のワーク・ライフ・バランスの実現支援のために実施している(新潟県) ・ 企業の次世代育成、ワーク・ライフ・バランスへの支援(東京都) ・ 目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである(神奈川県) ・ 認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る(埼玉県)
国の助成の条件に合致しない保育所への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の助成事業は、人数が10人以上となっているが、県内は中小企業が多くのため、基準に達しない6人以上9人までを対象とした。また、10人以上でも、国の助成を受けない場合は対象とした(宮城県) ・ 国の助成では施設全体の要件があるが、望ましいと考える規模、内容のものを作って欲しい(東京都)
待機児童対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的は、施設整備費等の一部を助成することにより、事業所内保育施設の設置促進を図り、結果として、県内の保育所待機児童の解消とワーク・ライフ・バランスに寄与することである(神奈川県:再掲) ・ 認可保育所の整備だけでなく、企業内保育所を設置促進し、企業による子育て支援と保育所待機児童の解消を図る(埼玉県)
単独での設置が難しいため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育施設の設置は、中小企業においては採算性などの面で単独設置は困難であるため、複数の事業所が共同で設置することが有効と考えられる。しかし、県内で過去そのような事例がないことから、今後の県内事業所の取組に役立てるため、共同設置の手法等について調査・研究を行うこととした。(滋賀県)

b) 関連部局との連携

関連部局との連携は、大半の都県や市で行われていた。具体的な連携先として、自治

体内では事業者を担当する産業労働部局や保育所を担当する保健福祉部や企業の誘致などを担当する経済や商工、観光にまつわる部、自治体外では、事業者の協会、商工会議所などがあげられた。事業者とかかわりのある部局等を通じて情報提供を依頼している場合が多かった。

図表Ⅱ-18 関連部局との連携<自治体ヒアリング>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済商工観光部の企業訪問において事業紹介するとともに、県内事業主団体に、制度説明を行い周知を図った(宮城県)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業労働局、生活文化スポーツ局とも連携し、次世代育成に関するとりまとめをしている(東京都)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、商工労働部や市町村を通して、事業者等へ制度周知を図っていきたいと考えている(神奈川県)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や商工会議所等とも連携を図り、広報や情報収集に積極的に取り組んでいる(埼玉県)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健部とは、県内の託児所設置状況や保育基準の相談などの情報交換を行っている(新潟県)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の商工会議所の広報に事業内容を掲載してもらい、情報提供面で協力を得ている(さいたま市)

c) 共同設置を可とした理由・申請がない理由(設置の難しさ)

まず、共同設置を可とした理由として回答が最も多かったのは、企業による設置の困難さ(東京都、神奈川県、埼玉県)、共同設置への助成のニーズ(宮城県、新潟県)があげられた。

図表Ⅱ-19-1 共同設置を可とした理由<自治体ヒアリング>

回答の内容	個別の回答
企業による設置の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる(東京都) ・ 小さな企業にとって、事業所内保育施設の単独設置は、資金繰りの関係で困難となることが考えられるため、共同設置を可とした(神奈川県) ・ 従業員規模が小さい企業では1社で設置することが困難な場合がある(埼玉県)

共同設置への助成のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 印刷団地の一事業所から協同組合での共同設置も対象となるかという問い合わせを受けたこともあり、子育て世代の人数が少ない等の場合は安定的運営のための共同設置が必要と考えた(宮城県) 工場団地内における複数事業所での共同設置のニーズ等を考慮し、共同設置に係る調整費も補助対象とした(新潟県)
--------------	---

次に、助成制度があるにもかかわらず、共同設置の申請がない理由として回答が最も多かったのは、企業側の費用負担の大きさや共同による設置の困難さであった。単独の企業では経費の負担が大きい一方、共同で行う場合には、資産や運営の負担がさらに問題となるという課題が指摘されている。次いで、景気の悪化・福利厚生縮小があげられた。不況による景気の悪化から、申請がないと考える自治体も少なくない。滋賀県では、「製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい」と回答している。

図表Ⅱ-19-2 申請がない理由(設置の難しさ)〈自治体ヒアリング〉

回答の内容	個別の回答
企業側の経費負担の大きさ・共同による開設の困難さ	<ul style="list-style-type: none"> 一社単独では経費の負担が重い。全く違う会社との間で、資産の分配、運営負担をどうするか、折り合いが難しい。全く保育に関係のない企業が複数集まっても、なかなか先に進めない。東京都では、ビル等のオーナーがテナントのために設置した場合も補助の対象にしてきたが、自分達では難しいという点で問題があった。保育事業者が中心となって、複数の企業が共同で利用する施設を設置する方式が現実的ではないか。単独だけではコストの面、中小企業ではお子さんがいる職員が安定的にいるとは限らないので難しい。資産は共同のネックになる(東京都) 個々の企業の保育需要等が様々で、保育の必要性、出資割合等の調整が困難。取りまとめ企業(代表企業)の負担も大きい(埼玉県) 託児所設置場所の選定や事業所ごとの経費負担割合等の調整の難しさも申請がなかった一因と思われる。(新潟県) 経費面の運営上の問題。イニシャルでかなりの経費がかかる。それぞれ財団法人21世紀職業財団でも半額程度は事業主の負担となり、その分の負担がないと開設に至らない。運営費のコストが利用者からの負担だけでは難しい(福岡市)
景気の悪化・福利厚生縮小	<ul style="list-style-type: none"> 急激に景気が落ち込み低迷が続いている。企業は、事業縮小などにより福利厚生分野に着手できなかったと思われる。また、運営費に対して要望が強いが県補助は運営費を対象としていないことも原因と思われる(宮城県) 景気悪化により、なかなか手が上がらないという事情があると思う(神奈川県) 厳しい経済情勢の下、経費や人員の問題が大きい。滋賀県の場合、製造業が多く、景気悪化の影響が特に大きい。(滋賀県)

d) 中小企業が設置しやすくなるための工夫

中小企業が設置しやすくなるための工夫として、ほぼ全ての自治体から、助成条件の緩和があげられた。具体的には、定員、面積（園庭なども）、利用料、従業員数についての条件の緩和し、他の助成制度に比べて利用しやすくなるような工夫が行われている。

滋賀県では、検討会を設けて「他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる」という。実際に設置しようとしても、そのモデルが限られているためである。また、福岡市からは、「単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない」という指摘がなされた。

図表Ⅱ-20 中小企業が設置しやすくなるための工夫<自治体ヒアリング>

回答の内容	個別の回答
助成条件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭の設置は義務づけていない。保育室施設内の基準については国とほぼ同様としている(宮城県) ・ 定員要件を外した。当初は、6名以上(国は10名以上)とゆるくしていたが、6人にならない小さな施設でも対象にしている。共同設置を利用しやすい仕組みとして、保育事業者が中心とする場合。2つに要綱を改正した。平成21年の4月改正(東京都) ・ 神奈川県子ども子育て支援条例に基づく認証制度があり、それを受けた企業が対象。雇用者が300人以下。乳幼児の定員が5人以上。複数の事業者による共同設置も認めている。企業や商店が集まって設置することも可能にした(神奈川県) ・ 定員、面積基準、申請手続き等を国の助成事業よりも緩め、小規模な施設でも設置を可能としている(国が示す基準はクリアしてもらう)。(埼玉県) ・ 託児所を設置するには、設置費の他、毎年度の運営費等の多額の費用が必要であり、地域の実情に応じた託児所への国の助成制度が必要と思われる(新潟県) ・ 整備費補助について、従業員の児童のみを預かる場合には、定員10人未満の小規模施設に限り対象としている。企業の従業員数等について特に制限はない(さいたま市)
事業所内保育所設置のための検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県中小企業家同友会の会員企業およびその従業員に対しニーズ調査を実施。実際に共同設置することを視野に運営形態などについて具体的に検討。他企業の参考となるように、検討結果等について報告書にまとめる。(滋賀県)
共同での運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独での運営は難しい。合同体での運営を考えていかなければならない(福岡市)

2) 自治体アンケートから

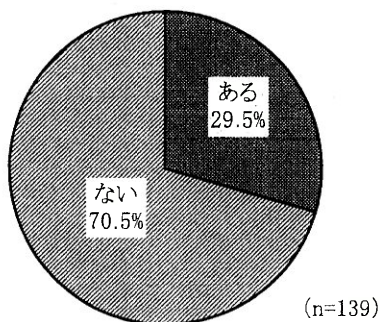
a) 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策

①独自の施策の有無

「事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策（助成制度など。ただし、助成制度に限定せず）」の有無についてたずねた。

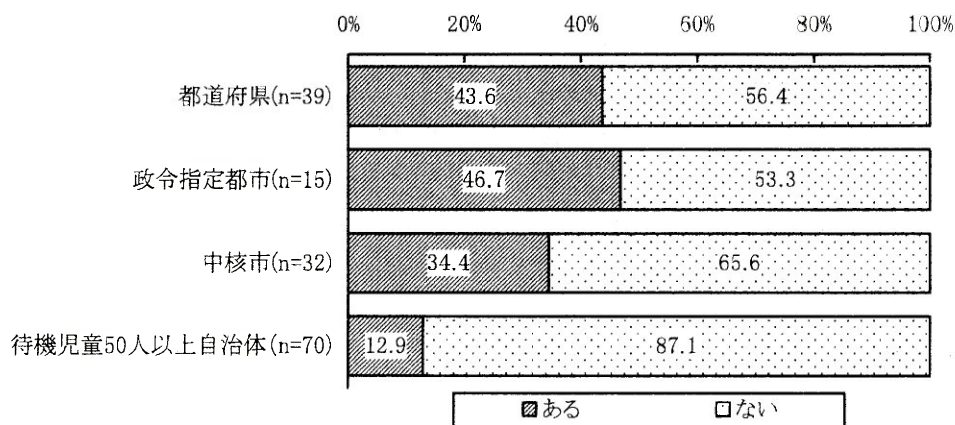
その結果、「ある」と回答した割合は 29.5%で、「ない」が 70.5%となった（図表Ⅱ-21）。自治体区分別にみると、「ある」と回答した割合は、政令指定都市（46.7%）で最も多く、次いで都道府県（43.6%）、中核市（34.4%）の順となった（図表Ⅱ-22）。保育計画を策定する市区町村（待機児童 50 人以上）では、12.9%にとどまった。

図表Ⅱ-21 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策の有無



資料：「事業所内保育施設についてのアンケート（自治体アンケート）」（平成 21 年）

図表Ⅱ-22 事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策の有無
(自治体区別)



資料：図表Ⅱ-21に同じ

②独自の施策の内容

次に、事業所内保育施設の設置や運営を推進する独自の施策が「ある」と回答した自治体に対し、施策の内容をたずねた。具体的には、設置に対する助成事業との運営に対する助成事業について、それぞれ平成20年度の予算額と助成件数である。

<設置に対する助成事業>

設置に対する助成事業について、回答があった自治体は14あった。7都道府県と7市である。回答のうち、平成20年度の最高予算額は405,000千円、最低予算額は100千円であった（なお、事業所保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合もある）（図表Ⅱ-23）。助成件数の最大件数は17件であった。5自治体では、平成20年度の助成実績はなかった。

図表Ⅱ-23 設置に対する助成事業(平成20年度の予算額と助成件数)

平成20年度の予算額 (千円)	助成件数	平成20年度の予算額 (千円)	助成件数
405,000	4	7,500	1
80,016	17	7,500	1
50,000	9	5,450	0
26,666	2	5,000	0
20,000	2	1,200	0
20,000	0	1,000	2
13,875	1	100	0

注：事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合がある。

資料：図表Ⅱ-21に同じ

<運営に対する助成事業>

運営に対する助成金については、24の自治体から回答があった。8都道府県と16市である。回答のうち、平成20年度の最大予算額は125,235千円、最低予算額は40千円であった（なお、事業所保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合もある）（図表Ⅱ-24）。4自治体では、平成20年度の助成実績はなかった。

図表Ⅱ-24 運営に対する助成事業(平成20年度の予算額)

平成20年度の予算額(千円)	平成20年度の予算額(千円)
125,235	4,403
72,228	3,543
53,344	3,000
35,124	2,666
30,596	2,627
20,635	2,400
17,787	2,200
12,000	816
11,745	636
11,646	120
5,000	112
5,000	40

注：事業所内保育施設以外の認可外保育施設への助成の金額も含めた回答を含む場合がある。

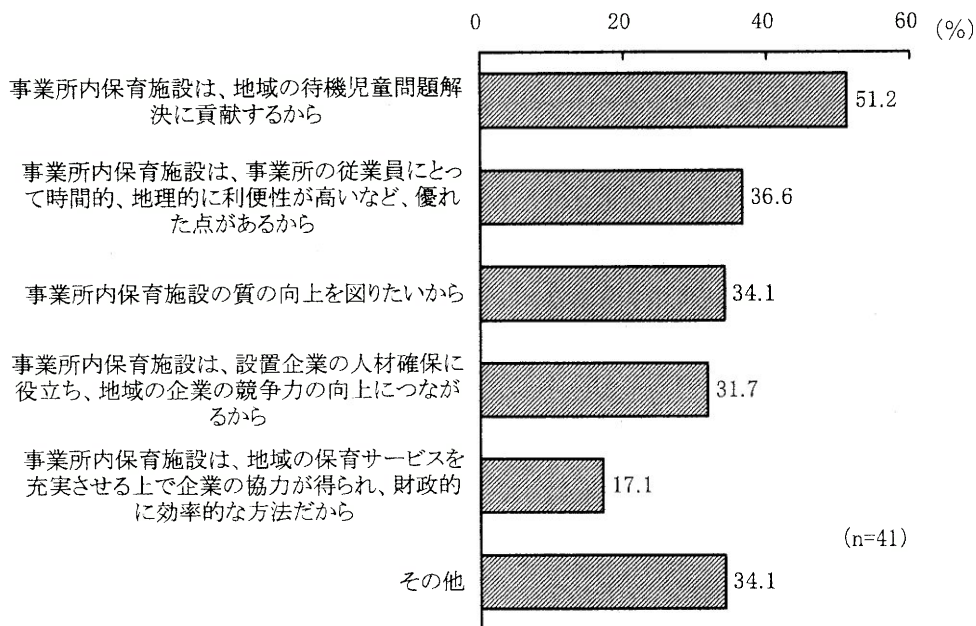
資料：図表Ⅱ-21に同じ

③独自の施策を実施している主な理由

独自の助成事業を実施している主な理由を複数回答でたずねた。

その結果、最も多かった回答は、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」(51.2%)であった(図表Ⅱ-25)。次いで、「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」(36.6%)、「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」(34.1%)、「事業所内保育施設は、設置企業の人材確保に役立ち、地域の企業の競争力の向上につながるから」(31.7%)の順となった。「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」は17.1%にとどまった。

図表Ⅱ-25 独自の助成事業を実施している主な理由(複数回答)



資料：図表Ⅱ-21 に同じ

さらに、自治体区別にみると、都道府県では、「事業所内保育施設は、地域の保育サービスを充実させる上で企業の協力が得られ、財政的に効率的な方法だから」と「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」がいずれも 35.3% で回答が多かった (図表Ⅱ-26)。

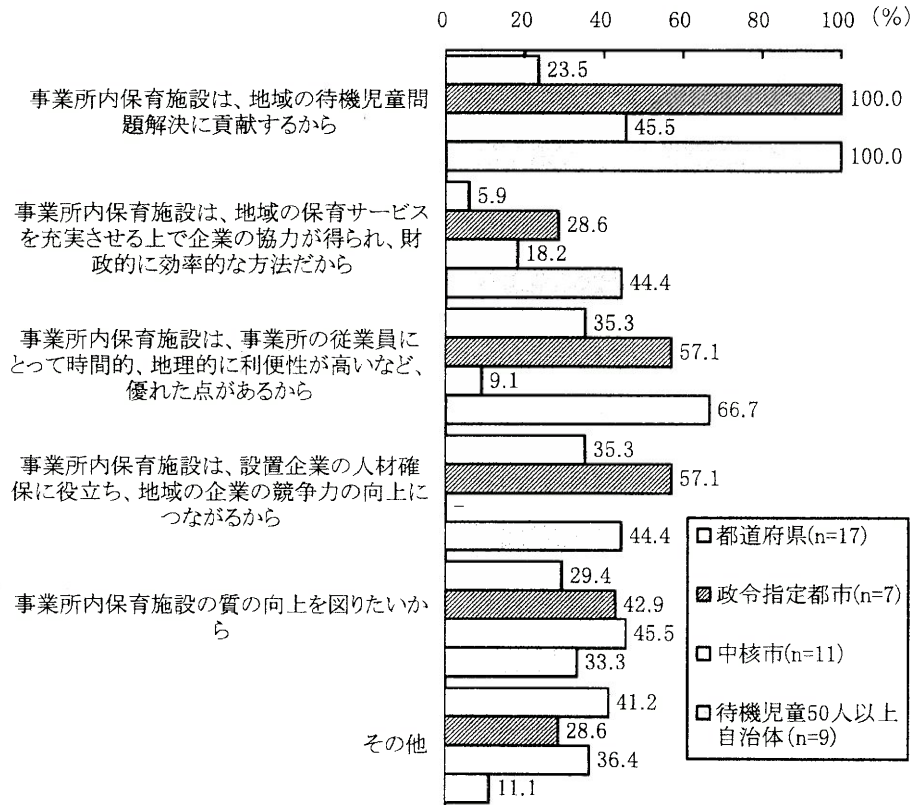
一方、指定都市では、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」が 100.0% で最も多く、次いで都道府県と同じ回答がいずれも 57.1% を占めた。

中核市では、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」と「事業所内保育施設の質の向上を図りたいから」がいずれも 45.5% で多かった。

待機児童 50 人以上の自治体では、指定都市に同じく、「事業所内保育施設は、地域の待機児童問題解決に貢献するから」が 100.0% で最も多く、次いで「事業所内保育施設は、事業所の従業員にとって時間的、地理的に利便性が高いなど、優れた点があるから」(66.7%) であった。

図表Ⅱ-25 の「その他」(34.1%) について、自由回答の内容をみると、5 自治体では、「ワーク・ライフ・バランス」をあげている (図表Ⅱ-27)。4 自治体では、「認可・認可外の格差是正」を、2 自治体では「事業所内保育施設の課題解決」を主な理由としてあげている。

図表Ⅱ-26 独自の助成事業を実施している主な理由
(複数回答、自治体区別)



資料：図表Ⅱ-21 に同じ

図表Ⅱ-27 独自の助成事業を実施している主な理由
(その他の自由回答) (順不同)

回答の分類	自由回答
ワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者の仕事と家庭の両立促進 企業の地域社会における子育て支援促進 企業における子育て支援を促進し、従業員のワーク・ライフ・バランスを実現することが少子化対策につながるから ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するから 子育てを行っている方の働きやすい環境づくりを支援するため 仕事と子育ての両立のための環境整備を促すため
認可・認可外の格差是正	<ul style="list-style-type: none"> 認可外に入所している児童も市民であるから 事業所内保育施設を含めた認可外保育施設の入所児童の処遇向上を図るため 保護者に仕事と身近な場所で保育することによる安心感を与える 認可保育所(園)入所児の第3子に対する保育料の助成があるため
事業所内保育施設の課題解決	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内保育施設設置における課題解決を支援するため 厚生労働省が助成している制度は、乳幼児の定員が10名以上を対象としているため、9名以下の施設を対象に助成するため

資料：図表Ⅱ-21 に同じ

6. 課題

「事業所内保育施設に関するアンケート調査」（平成16年）によると、事業所内保育施設の設置・運営にあたっての問題点については、「運営にかかる費用の負担が大きい」が最も多く71.8%、次いで「設置にかかる費用の負担が大きい」が34.1%となっている（図表Ⅱ-28）。

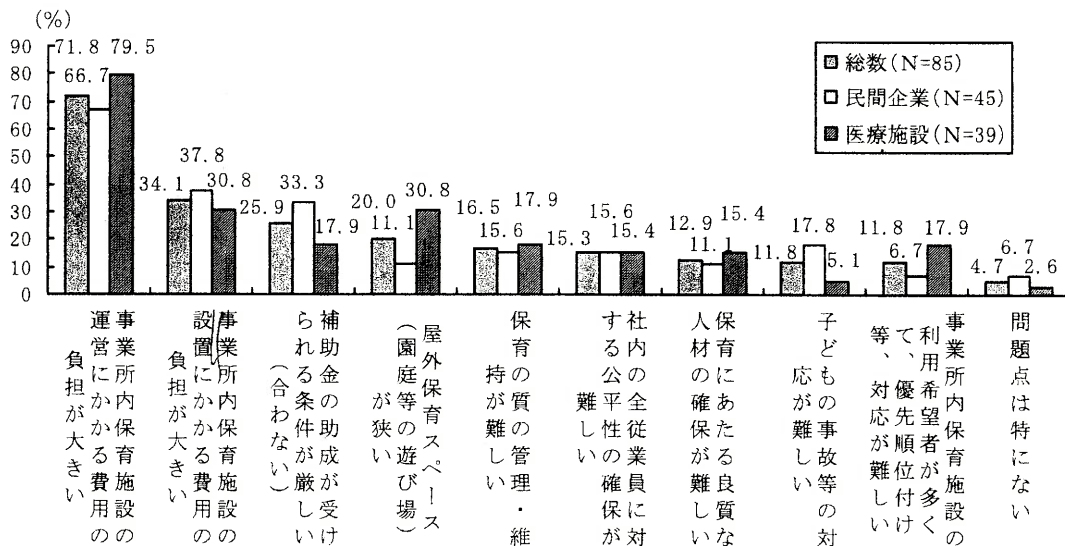
また、「補助金の助成が受けられる条件が厳しい（合わない）」の回答も25.9%となっており、費用負担の重さを訴える声が多い。

特に民間企業において、運営費や助成要件に関する問題点を指摘している割合が高い。

↳ 互養機関(お列)の補助金(病院内保育所)に対する都道府県におき

図表Ⅱ-28 事業所内保育施設の設置・運営にあたっての問題点・課題（複数回答）

補助金

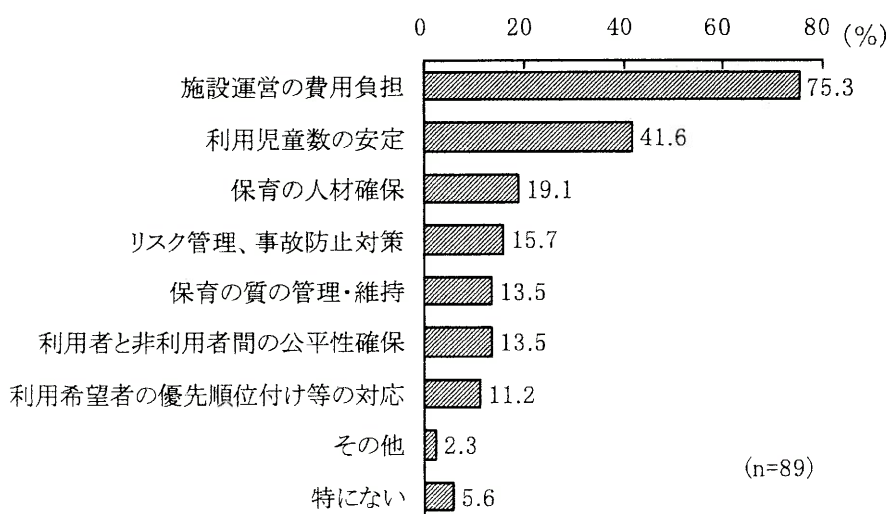


資料：図表Ⅱ-12に同じ

次に、事業所内保育施設アンケートから、施設運営の課題をみると、「施設運営の費用負担」をあげた施設が75.3%と最も多い（図表Ⅱ-29）。次いで、「利用児童数の安定」が41.6%であり、それ以外の項目は20%未満である。

従業員数別にみると、301人以上の企業の方が「施設運営の費用負担」「保育の質の管理・維持」などをあげた割合が高い。300人以下の企業では、「利用児童数の安定」や「保育の人材確保」が比較的多い。

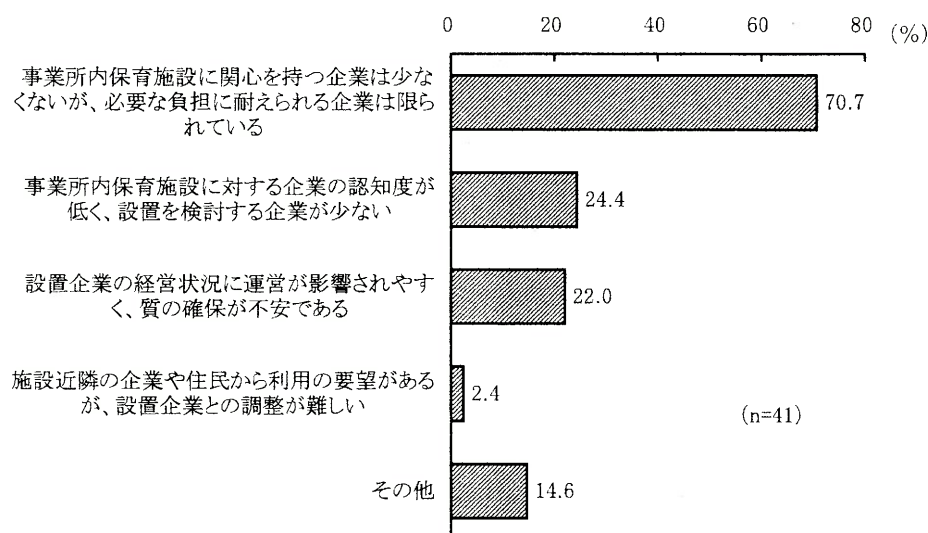
図表 II-29 施設運営の課題



資料：図表 II-6 同じ

自治体アンケートでは、事業所内保育施設の設置を推進される上の課題として感じていることを複数回答で回答を得た結果、「事業所内保育施設に関心を持つ企業は少ないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」(70.7%)が最も多かった(図表 II-30)。次いで、「事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない」(24.4%)、「設置企業の経営状況に運営が影響されやすく、質の確保が不安である」(22.0%)、「その他」(14.6%)であった。「施設近隣の企業や住民から利用の要望があるが、設置企業との調整が難しい」は2.4%にとどまった。

図表 II-30 事業所内保育施設の設置を推進する上での課題(複数回答)



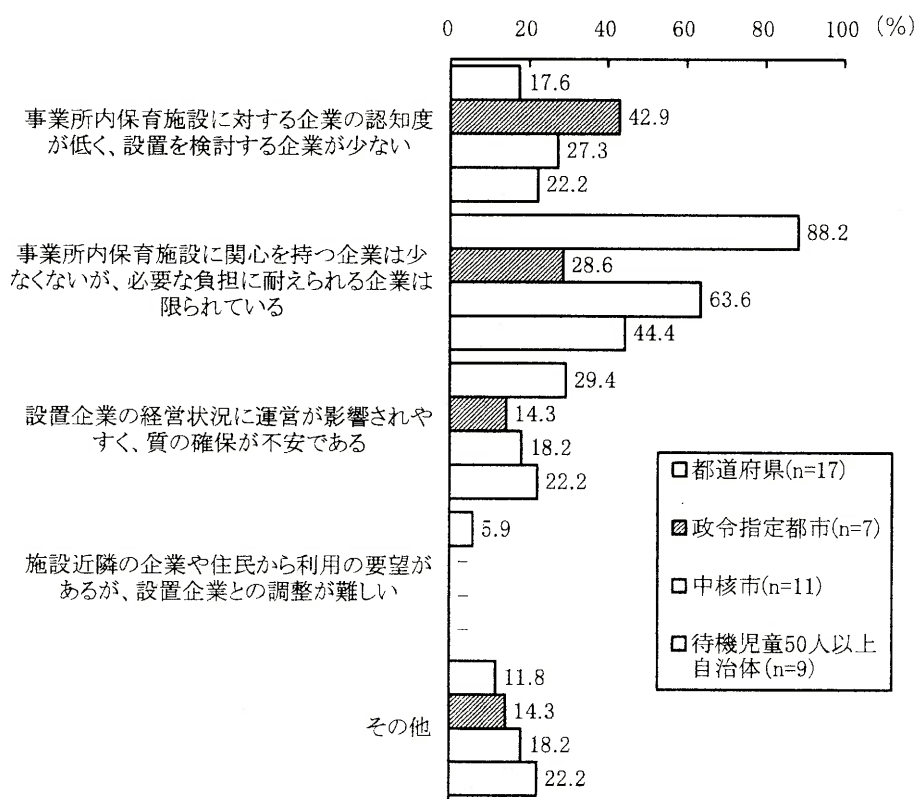
資料：図表 II-21 に同じ

都市区別にみた結果は図表Ⅱ-31 のとおりである。都道府県や中核市、待機児童 50 人以上自治体では、「事業所内保育施設に関心を持つ企業は少なくないが、必要な負担に耐えられる企業は限られている」が、それぞれ 88.2%、63.6%、44.4%と高い。政令指定都市では、「事業所内保育施設に対する企業の認知度が低く、設置を検討する企業が少ない」が 42.9%で最も多かった。

図表Ⅱ-30 の「その他」の自由回答の 3 つの回答は、「事業所内保育施設を利用する職員が安定して見込めない」、「企業のニーズがなく、保育施設を設置する必要性が弱い。設置および運営費用の負担が大きい」、「低年齢の時は良いが、就学が近くなると、集団生活等を保護者が望むことが多いため、高年齢でも、ある程度の人数が必要となるため」であった。

図表Ⅱ-31 事業所内保育施設の設置を推進する上での課題

(複数回答、自治体区別)



資料：図表Ⅱ-21 に同じ